

有機JAS検査員が教える認定取得のここがポイント!!

⑧農薬使用基準が義務化されました

オーガニック・ランド株式会社 代表取締役 一百野 昌世

Message



昨年12月11日公布された改正農薬取締法が3月10日より施行となりました。昨年の7月に端を発した無登録農薬問題を契機に性急にことが運んだ感のある改正ですが、実は農水省ではBSE問題以来、食品の安全や安心に係る諸問題をふまえ、今通常国会に向け食品安全基本法（仮称）の制定と共に農畜産物の生産段階における安全性確保のための関係法の整備を検討している最中の問題発生だったようです。

今国会では食品安全関連8法案（P14参照）が提出されており、規格を決める農林物資規格調査部会では「有機畜産及び有機畜産加工食品の日本農林規格」や「生産情報を有する牛肉の日本農林規格」（生産行程履歴JAS）の検討が開始されるなど、法案はまさに激動の渦中。ちなみに無登録農薬の定義は「農作物（樹木及び農林物資を含む）の防除に用いる殺菌、殺虫、殺鼠、除草のための薬剤、植物成長調整剤及び天敵として販売しているもので、農薬取締法に基づく登録番号のないもの。過去に登録のあったもので登録の有効期限がなくなったものも含む」です。

■農薬取締法改正の骨子

①農薬に係る全ての者が規制の対象に！（業概念の廃止）

業として反復継続的に行なわない個人であっても製造者、輸入者、販売者、使用者として規制の対象となることとなりました。

旧農薬取締法の規制の対象者は農薬の製造業者、輸入業者、販売業者のみが対象で、農家が輸入代行業者を介して海外から農薬を個人輸入したり、自ら製造して農薬を使用する事例が増えていること、複数の農家

の代表者が一括して購入して配布するなど流通形態が多様化してきたことなどによります。

②無登録農薬の製造、輸入、販売、使用の禁止

旧法では農薬の使用者に対する規制はありませんでしたが、登録番号などの表示のない農薬の使用及び販売禁止農薬など無登録農薬の使用禁止が義務化されました。

これにより個人が自家用または土産品に海外旅行先で購入した無登録農薬の国内への持ち込みも禁止となり、また非農耕地用と称される農薬も違法行為で罰則の対象となります。

③農薬使用基準遵守の義務化

農薬使用基準は旧法では「農薬を使用するものが遵守することが望ましい基準」として定めてありましたが、今回一般家庭園芸ユーザーも含めすべての農薬使用者は農薬使用基準に違反して農薬を使用してはならないこととなりました。

④都道府県レベルで販売制限等が可能に

新法では販売者への違法行為の対応の迅速化の観点から都道府県段階で立入検査等を行なう権限と販売制限等の処分を行なえることとなりました。

ちなみに旧法では都道府県知事は販売業者に対して立入検査や報告徴収を行なうことは出来ましたが販売制限や禁止などの処分を行なう権限はありませんでした。また県や農場等指導機関は使用農家の記帳状況を定期的にチェックを行なうこととなっており、違反使用者は都道府県知事により氏名が公表されることとなっています。

⑤罰則の強化

違法行為に対する抑止力強化の観点から罰則が強化されました。販売に関する義務違反では最高で懲役3年または100万円の罰金、法人では1億円、使用に関する義務違反では最高で懲役3年または100万円の罰金となっています。

■農薬登録時の適用作物の申請名称変更

従来は農薬登録にあたってはトマトとかキュウリなど種類による登録となっていましたが作物グループでの登録に一部変更になっています。グループとしては麦類、豆類（種実）、豆類（未成熟）、非結球アブラナ科葉菜類、なばな類、非結球レタス、ウリ類（漬物用）、かんきつ類、小粒核果類、ベリー類、トウガラシ類です。また、従来方法から分離されるものとして、トマトとミニトマト、ピーマンとししとう、結球レタスと非結球レタス、ねぎとわけぎ・あさつき、大根と二十日大根です。特に分離されたものは注意が必要です。

■マイナー作物等に関する経過措置

農薬メーカーが経済的理由で登録が控えられているマイナー作物（出荷量が3万トン以下の地域特産的作物）の使用可能農薬が非常に少ないという観点から、申請作物が属する登録区分で既に使用が認められている農薬について都道府県知事が農林水産大臣に対して経過措置として申請承認を受けたものは使用可能とな